



2016 年合格目標

秋から始める 2016 年度本試験対策

TAC/Wセミナー 専任講師

渋谷校	姫 野	寛 之
梅田校	藤 岡	隆 男
なんば校	中 山	慶 一

TAC

1 ガイドンスの趣旨

本ガイドンスは、平成 27 年度司法書士試験の筆記試験の合格発表を受けて勉強を再開する(再開した)受験生のために、平成 28 年度司法書士試験に確実に合格するための最大公約方法論を提示することを目的とする。

2 勉強の再開時期

勉強の再開時期が「夏」からである場合と「秋」からである場合で、その勉強内容は同じである。これは、中上級者(注)が確実に合格するために必要な知識量が、勉強の再開時期によって異なるはずがないからである。

(注) 「中上級者」とは、一般に、基礎講座の受講を終えて、司法書士試験を 1 回受験した受験生をいう。基礎講座は、受験生が過去問を一応解くことができるようにするレベルに設定されているため、「中上級者」とは、過去問を一応解くことができる受験生であるといえる。もともと、「中上級者」を正確に定義することは、非常に難しいため、2 度目の本気で司法書士試験を受験する受験生を中上級者と捉えておけば足りる。

もともと、勉強の再開時期が「秋」からである場合には、それが「夏」からである場合に比べ、勉強の再開時期が約 1 か月半遅いことになるため、効率的な勉強方法を採用しなければならない。

3 合格への方法論（総論）

(1) 合格に必要なこと（勉強の目的）

司法書士試験に合格するために必要な事項は、過去問を演習及び分析して、既出及び未出の知識をできるだけ多くかつ正確に習得することである。

(2) 合格に必要な教材（勉強するツール）

司法書士試験に合格するために必要な教材は、次のとおりである。

- ① 網羅性の高いテキスト
- ② 判例付きの六法
- ③ 過去問（記述式問題の過去問を含む。）
- ④ 未来問（分析問）

* 多くの中上級者にとって、④は、答練や模試の問題を意味する。

(3) 予備校（中上級講座）の利用

司法書士試験に短期で合格するためには、前記（2）に掲げる目的を、上記（3）を使って、早期に実現する必要がある。そして、この早期の実現を担うのが、中上級講座である。

中上級講座は、単に司法書士試験に合格するためにあるのではなく、短期で確実に司法書士試験に合格するためにある。

(4) 過去問演習及び分析

① 過去問演習

法務省の過去問に対する考え方を知ることができる資料がある。

資料 1 筆記試験問題の公開について（司法書士試験・土地家屋調査士試験）

法務省では、平成 11 年度から、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の両試験について、受験者による筆記試験問題の持ち帰りを認めることとしました。

上記の各筆記試験は、多肢択一式選択問題及び記述式問題により行っていますが、特に多肢択一式選択問題については、その性質上、過去に出題した試験問題との重複が避けられないこと、また、公開すれば、過去の試験問題の暗記等による単なる知識の詰め込みや受験テクニックのみによる受験を助長するおそれがあることなどから、従来、非公開としてきましたが、受験者からの要望などを踏まえて、司法書士試験筆記試験及び土地家屋調査士試験筆記試験の問題を平成 11 年度から公開することとしたものです。なお、試験の公正確保の観点から試験時間中の退出者は問題の持ち帰りはできないこととしております。

過去問演習を行う目的は、同一の論点・知識が再度出題された場合に、確実に得点することができるようにすることである。

同一の論点・知識が再度出題された場合でも、過去の出題と同じ問題文にはならないため、過去問の抽象化を行い、形を変えた過去問論点・知識の出題に対応することになる。

* 過去問の抽象化は、形を変えた過去問論点・知識を出題する問題において、過去問論点・知識と核を同じくする部分を理解・暗記する作業である。

② 過去問分析

過去問分析を行う目的は、出題傾向を把握し、過去問に出題されたことがない論点・知識(未出の論点・知識)が出題された場合に、確実に得点することができるようにすることである。

過去問分析は、過去問の射程を超えることがないように注意して行わなければならない。

* 過去問の射程を超えるか否かは、過去問論点の有無で判断することができる場合が多い。

資料 2 過去問の知識のみで正解できる問題数とその内訳

1 過去問の知識のみで正解できる問題数

		H24	H25	H26	H27
午前の部	憲 法 (3)	0	1	0	1
	民 法 (20)	12	14	7	14
	刑 法 (3)	1	0	1	3
	会社法・商法 (9)	0	1	1	3
	合 計	13	16	9	21
午後の部	民 事 訴 訟 法 (5)	3	0	3	5
	民 事 保 全 法 (1)	1	1	1	1
	民 事 執 行 法 (1)	0	0	0	1
	司 法 書 士 法 (1)	0	1	1	1
	供 託 法 (3)	1	2	2	3
	不動産登記法 (16)	10	11	7	8
	商 業 登 記 法 (8)	1	1	4	3
	合 計	16	16	18	22

(前注) 問題番号が**ゴシック体**のものは、過去問の知識のみで正解を導くことができる問題である。

2 午前の部

(1) 憲法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1	H17-1-オ	H15-1-2			
	2					
	3	※				

※ 空欄に語句を挿入する問題である第3問は、ア～オではなく、①～⑥であるため、以下に示す。

	①	②	③	④	⑤	⑥
3		H22-3-①			(H22-3-③)	

(2) 民法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問題 番号 ※	4	H23-4-イ			H3-12-2	
	5	H19-7-イ	H19-7-ウ	H19-7-エ		
	6	H18-pm13-エ	H10-3-3		H2-19-ウ	
	7	H10-14-ウ	H18-6-イ	H17-8-イ	H22-7-ウ	H19-7-ア
	8	H23-8-エ		H23-8-オ	H23-8-イ	H13-7-ウ
	9			H1-6-3	H14-11-オ	
	10	H19-10-ア	H19-10-イ	H18-20-ア	H22-9-エ	H21-21-オ
	11	H11-10-5	H16-10-3	H23-12-エ	H4-12-2	H20-12-ウ
	12	H17-12-ア	H22-12-イ	H22-12-ウ	H22-12-エ	H14-13
	13		H20-13-イ		H14-7-ア	
	14			H22-15-イ	S62-5-2	H16-15-オ
	15	H25-12-4		H11-9-エ	H21-15-オ	H25-pm24-オ
	16	S61-10-5	S61-10-2	S61-10-1	S61-10-4	S61-10-3
	17		H19-19-エ	H8-7-イ		
	18	H24-16-3		S63-5-2	H25-16-エ	
	19	H20-17-ア	H19-4-ア	H7-1-1		H24-pm10-エ
	20	H11-18-エ	H4-21-ウ	H16-24-オ	H24-21-オ	H24-21-ア
	21	H19-6-エ	H22-21-オ			
	22	H8-21-エ	H25-22-ウ	H14-22-2		
	23	H22-23-ア	H3-19-イ	H27-23-ウ	H13-6-1・2	H23-23-エ

(3) 刑法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問題 番号	24	H7-26-3 (殺人事例)	H7-26-2 (人形事例)		H22-26-エ	
	25	H21-24-オ	H21-24-ア			
	26	H5-26-5			H22-25-イ	

(4) 会社法及び商法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	27			H22-27-オ	H18-34-ア	
	28					
	29	H18-30-ウ	H20-32-ア	H25-30-イ		
	30	H18-35-ア		H18-pm37		H18-33-エ
	31					
	32				H21-31-ウ (合同会社)	H22-32-ウ (合資会社)
	33					
	34				H19-35-エ	
	35		H16-17-ウ			

* 出題実績は、第 35 問を除き、会社法の出題が開始された H18 以降の過去問に限る。

3 午後の部

(1) 民事訴訟法，民事保全法及び民事執行法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1		H6-3-2	H7-4-3	H17-4-ア	
	2	H23-2-イ	H5-4-2		H5-4-4	
	3	S62-2		H2-4-2		H2-4-1
	4	S63-5-1	H11-3-1			H23-5-ア
	5	前段：H20-4-イ 後段：H22-5-オ	前段：H22-5-エ 後段：H26-5-ア	H22-5-ア		H22-5-イ
	6	H23-6-ア	H23-6-イ	H23-6-ウ		
	7		S62-7-1	S62-7-5	S62-7-4 (不動産)	S62-7-2 (和解調書)

(2) 司法書士法及び供託法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	8	H17-8-ア	H11-8-エ	H15-8	H21-8-エ	※
	9	H1-13-3	H1-13-4	H21-9-オ	H22-10-ア	H10-9-エ
	10	H12-9-4 (改正前)	H20-11-イ	H18-9-エ		H4-14-5
	11	H23-10-ア	H23-10-エ	H23-10-イ	H23-10-イ	H23-10-ウ

※ 過去問は、全て業務の停止の処分を受けた場合の取扱いである (H6-8-ウ, H3-10-ウ, S58-10-3, S57-9-5 参照)。

(3) 不動産登記法

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	12	H22-19-エ				H19-21-ウ
	13					
	14		H5-27-ウ			
	15					
	16	H22-21			H5-13-2	H24-20-ア
	17					
	18	H14-22-1	H19-26-ウ	H21-16-5		
	19	H11-12		H22-18-ア	H2-24-ウ (持分の仮差押)	H21-23-ウ
	20	H22-12-ア		H18-19-ウ (売買事例)	H9-27-イ	
	21	H18-25-ウ	H4-17-5 (仮登記事例)	S60-24-1		H4-17-2
	22	H22-16-ア	H15-23-イ	H1-15-3	H9-17-3	H17-23-ウ
	23	H11-21-オ (譲受人)		H12-16-ウ		
	24		H14-12-ウ			H4-15
	25	H19-13-イ		H5-26-1		
	26		H9-14-ア		H8-16-イ	H17-14-エ
	27		H12-25-2	H12-25-4	H23-21-ア	

※ 第 12 問は、ア～オではなく、1～5 である。

(4) 商業登記法

		設 問 ※ 1				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	28	H19-29-エ	H24-28-オ	H17-30-ウ		
	29				H14-34-ア	H17-32-エ
	30	H6-29-イ		H23-31-ウ	H18-33-ア	H19-31-オ
	31					
	32			H20-30-イ ※ 2	H22-34-ア	
	33					
	34	S63-40-4 (本店移転), H24-37 (移行の登記)				
	35	S61-37-3		S61-37-1		

※ 1 第 34 問は、ア～オではなく、1～5 である。

※ 2 合資会社の唯一の有限責任社員の死亡により当該合資会社が合名会社に種類の変更をする場合

4 方法論(各論)

(1) 択一式試験

① 憲法

- (a) 典型論点(過去問論点を含む。)を題材とする推論問題

* 典型論点を広く捉える。

- (b) 判例の理論及び結論

- (c) 未出の分野

② 民法

判例

③ 刑法

判例(過去問論点を中心)

④ 会社法及び商法

- (a) 会社法(条文の抽象化)

- (b) 判例(旧商法・判例)

- (c) 商法(判例を含む。)

- (d) 平成 26 年会社法等の一部改正

* **資料 3** 参照

⑤ 民事訴訟法，民事執行法及び民事保全法

- (a) 過去問
- (b) 判例
- (c) 近年の改正法

⑥ 司法書士法

- (a) 司法書士法(§ 3[業務]， § 22[業務を行ない得ない事件]， § 26～46[司法書士法人])
- (b) 過去問(平成 11 年以前の過去問を含む。)

⑦ 供託法

- (a) 弁済供託(過去問中心)
- (b) 執行供託等
- (c) 供託規則(平成 24 年及び平成 26 年供託規則の一部改正を含む。)

⑧ 不動産登記法

- (a) 過去問(各論及び各論的総論)
- (b) 総論

⑨ 商業登記法

- (a) 株式会社に関する登記
- (b) 持分会社に関する登記
- (c) 個人商人に関する登記，外国会社に関する登記
- (d) 一般社団・財団法人法に関する登記
- (e) 総論
- (f) 平成 27 年 2 月商業登記規則改正
 - ・ 取締役，監査役又は執行役の就任を承諾したことを証する書面に関する改正(本人確認証明書関係。商登規 61 条 5 項)【H27-pm37】
 - ・ 代表取締役等が辞任したことを証する書面に関する改正(商登規 61 条 6 項)【H27-pm29 ア】
 - ・ 役員等の氏の記録に関する改正(商登規 81 条の 2)

資料 3 平成 26 年会社法改正

- ① 子会社等及び親会社等の定義の創設
- ② 監査等委員会設置会社制度
- ③ 社外取締役及び社外監査役の要件
- ④ 発行可能株式総数
- ⑤ 株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等
- ⑥ 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度
- ⑦ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由
- ⑧ 全部取得条項付種類株式の取得
- ⑨ 特別支配株主の株式等売渡請求
- ⑩ 株式の併合により端数となる株式の買取請求
- ⑪ 募集株式が譲渡制限株式である場合等の総数引受契約
- ⑫ 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等
- ⑬ 仮装払込みによる募集株式の発行等
- ⑭ 新株予約権無償割当てに関する割当通知
- ⑮ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示
- ⑯ 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定【H27-pm29-イ】
- ⑰ 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- ⑱ 取締役及び監査役の責任の一部免除
- ⑲ 親会社による子会社の株式等の譲渡
- ⑳ 会社分割等における債権者の保護
- ㉑ 組織再編等の差止請求
- ㉒ 略式組織再編，簡易組織再編等における株式買取請求
- ㉓ 準備金の計上に関する特則
- ㉔ 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格
- ㉕ 株主代表訴訟の原告適格の拡大等
- ㉖ 監査役の監査の範囲に関する登記【H27-am30-イ】

(2) 記述式問題

① 出題傾向（全体）

不動産登記法・商業登記法ともに、出題されている論点は、基本的である。

課題は、出題形式の困難にいかに対応するかである。

* 出題形式の困難

- ・ 問題文の長文化
- ・ 答案作成に当たっての注意事項の複雑さ
- ・ 論点を構成する要素の細分化と配置
- ・ 答案用紙への記載量の増加

② 対策（全体）

後記【時間配分・解答順序】参照

記述式問題対策は、以下の3つをその柱とする。

(a) 民法，不動産登記法，会社法及び商業登記法等の論点の理解及び暗記

- * 択一式問題対策の勉強と同じである。ただし、記述式問題化（ある論点が記述式問題で出題された場合に、当該論点を構成する要素がどのようなものとなり、また、どこに配置されるかを検討すること）が必要となる。

(b) 解法の訓練

後記【記述式問題の解法の概要】参照

(c) 申請情報例及び申請書例の暗記

- * 答案用紙の大部分は、申請情報（不動産登記法）又は申請書（商業登記法）の内容を記載する欄で占められている。

【時間配分・解答順序】

記述式問題に関しては、意図的に時間をかけさせる問題が出題されていると考えられる。また、午後の部における択一式問題と記述式問題とを併せた総合的な時間設定の判断が誤っている（択一式問題と記述式問題との重複が少ないことから、内容の判断はされていると思われる。）。

以下、対策を掲げておく。

① 時間配分に関して、択一式問題の解答時間は、マーク作業を含めて 60 分以内

- * 現場における最も効果の高い記述式問題対策：解答時間の確保

↓

択一式問題の解答時間の短縮

↓

択一式問題において、検討する設問数を減らすなどの解法テクニックの使用

解法テクニック：組合せ問題における「一応」の廃止

② 解答順序に関して、合格者の多くは、択一式問題⇒不動産登記法の記述式問題、商業登記法の記述式問題の順序で解答しているが、近年の出題を見ると、記述式問題を先に検討することを選択肢に入れても良いと考える。

- * 最も理想的なのは、その年度の問題に応じて、臨機応変に対応できることである。

【記述式問題の解法の概要】

ここでは、私の記述式問題の解法の概要を示しておく。

1 総 説

「記述式問題を解く」ということは、2 個の作業を行うことを意味している。2 個の作業とは、論点検討作業（どのような登記を、どのような順序で申請すべきかを検討する作業）と答案作成作業（問題文の指示に従い、実際に答案用紙に解答を記入する作業）である。これらの作業は、それぞれ性質が異なり、同時に行うとミスが生じやすいため、分離して行う必要がある。

2 論点検討作業

(1) 記述式問題の構造

記述式問題が作成される過程においては、まず、出題される論点が決定され、その後、具体的な問題文が作成される。出題される論点は、それを構成する要素（以下「論点構成要素」という。）に分解され、問題文全体に配置される。そのため、「記述式問題を解く」とは、問題文全体に配置されている論点構成要素を収集し、論点を再構築していく作業であるといえる。この論点構成要素の収集と再構築一は、「論点喚起」と「検証」によって実現することが望ましい。

(2) 論点喚起と検証

論点喚起とは、問題文に配置されている論点構成要素を含む論点をいくつか挙げておくことをいい、検証とは、問題文を読み進めていく中で、その挙げた論点が出題されているかを確認することをいう。例えば、商業登記法の記述式問題において、申請会社情報として、A 種類株式を取得の対価とする取得請求権付株式である B 種類株式が示された場合には、取得の請求がされる可能性のほか（会社法 166 条）、B 種類株式に対して譲渡制限株式又は全部取得条項付種類株式に係る事項が設定される可能性を意識しておくことが、論点喚起である。

(3) 問題文を読む順序

論点喚起と検証を合理的に行うためには、問題文を読む順序を工夫する必要がある。ここでは、私が記述式問題の問題文を読む順序を示しておく。

① 不動産登記法

論点検討作業：依頼→問い→答案作成に当たっての注意事項

→不動産情報→登記原因情報(事実関係・別紙)

↓

混同抹消，名変登記等の検討



答案作成作業：依頼→問い→答案作成に当たっての注意事項
→不動産情報→登記原因情報(事実関係・別紙)

② 商業登記法

論点検討作業：依頼→問い→答案作成に当たっての注意事項→申請会社情報
→聴取記録→登記原因情報(各種の議事録等)



答案作成作業：依頼→問い→答案作成に当たっての注意事項→申請会社情報
→聴取記録→登記原因情報(各種の議事録等)

読む順序を決めておくことは，出題形式が異なる問題を解き慣れた出題形式の問題であるかのように作り変える効果がある。

3 答案作成作業

(1) 答案作成作業の重要性

論点検討作業により申請すべき登記が確定した後は，答案作成作業に入る。記述式問題を解く場面における花形が論点検討作業であることは間違いないが，実際に採点されるのは答案用紙であるため，その重要度は計り知れない。この答案作成作業においては，「収集」と「表現」が重要である。

(2) 収集と表現

答案作成作業において重要なのは，徹底的に問題文の指示に従うことである。すなわち，記述式問題には，答案を作成するための情報が示されているため，その情報を確実に収集し，答案に忠実に表現することが重要である。答案を作成するための情報の多くは，「答案作成に当たっての注意事項」に示されているが，それ以外の箇所にも示されているため，問題文全体から探し出す必要がある。

なお，答案用紙へ忠実に表現するためには，申請情報(書)の正確な暗記が必要であることはいうまでもない。

③ 不動産登記法

(a) 過去問論点

(b) 記述式問題において未出の択一式問題の過去問論点

④ 商業登記法

会社法・商業登記法のトピック的な論点の習得

5 上級(総合)本科生等

このレジュメで示した対策を行うのが，TAC/Wセミナーの中上級講座 上級(総合)本科生 である。

【上級(総合)本科生を構成する各講座の使用教材】

講座名		使用教材
択一式対策講座	理論編	テキスト1 + 復習用問題集
	実践編	テキスト2 + 実践総合演習用教材
記述式対策講座	理論編	モデルノート + テキスト3
	実践編	テキスト4

(1) テキスト1

網羅的なテキスト

※ 2015 年合格目標 択一式対策講座【理論編】のズバリ的の中は，**資料4**のとおりである。

(2) テキスト2

出題可能性が高い論点・知識を題材とする設問別問題集と図表等

(3) テキスト3

記述式問題の出題傾向，解法，出題可能性がある論点の説明書

(4) テキスト4

出題可能性がある論点等を題材とする論点別の問題集等

以 上

1 総合

	的中設問数	的中率（正解できる問題数）
午前の部	169／176 ※1	96.0％（33 問） ※2
午後の部	161／175	92.0％（33 問） ※3
合 計	330／351	94.0％（66 問）

※1 第3問の設問を6個としているため、午前の部の設問数の合計は、175個ではなく、176個となる。

※2 正解できなかった問題は、いずれも個数問題である第9問及び第13問である。

※3 正解できなかった問題のうち1問は、個数問題である第33問である。

(前注) 問題番号がゴシック体のものは、択一式対策講座【理論編】のテキストの記述に基づいて正解できる問題である。

2 午前の部

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第1問	憲 法	憲・刑 p43	憲・刑 p57	憲・刑 p61	憲・刑 p94	憲・刑 p68
第2問		憲・刑 p207	憲・刑 p204	憲・刑 p205		憲・刑 p190
第3問		※				
第4問	民 法	民 I p4	民 II p298, I p4		民 I p4, II p256	民 I p4
第5問		民 I p23	民 I p24	民 I p22	民 I p25	民 I p22
第6問		不登 I p226	民 I p90	民 I p91, 140	民 I p280	民 I p109
第7問		民 I p107	民 I p107	民 I p108	民 I p108	民 I p23
第8問		民 I p130	民 I p294	民 I p152	民 I p129	民 I p150
第9問			民 I p156	民 I p145	民 I p145	民 I p142
第10問		民 I p170	民 I p169	民 I p174	民 I p180	民 I p176
第11問		民 I p190	民 I p189	民 I p190	民 I p190	民 I p192
第12問		民 I p200	民 I p197	民 I p199	民 I p198	民 I p202
第13問		民 I p217	民 I p216		民 I p226	民 I p224, II p77
第14問		不登 II p2	民 I p285	民 I p289	民 I p283	民 I p291
第15問		民 I p298		民 I p301	民 I p295	不登 I p384
第16問		民 II p6	民 II p6	民 II p6	民 II p6	民 II p6
第17問		民 II p48	民 II p52	民 II p51	民 II p57	民 II p54
第18問		民 II p100	民 II p33	民 II p107	民 II p41, p100	民 II p102
第19問		民 II p158	民 II p4, 158	民 II p160	民 II p158	民 II p159
第20問		民 II p279	民 II p275	民 II p276	民 II p273	民 II p272
第21問		民 I p5	民 II p311	民 II p316	民 II p313	民 II p316
第22問		民 II p337	民 II p337	民 II p339	民 II p341	民 II p341
第23問		民 II p40, p347	民 II p355	民 II p27, p355	民 II p360	民 II p356
第24問	刑 法	憲・刑 p331	憲・刑 p333	憲・刑 p388	憲・刑 p484	憲・刑 p329
第25問		憲・刑 p404	憲・刑 p405	憲・刑 p405	憲・刑 p405	憲・刑 p403
第26問		憲・刑 p533	憲・刑 p530	憲・刑 p527	憲・刑 p528	憲・刑 p529
第27問	会社法 商 法	会・商 p21	会・商 p30	会・商 p33	会・商 p569	会・商 p571
第28問		会・商 p82	会・商 p83	会・商 p80	会・商 p81, 188	会・商 p81, 189
第29問		会・商 p67	会・商 p220	会・商 p221	会・商 p231	会・商 p235
第30問		会・商 p293	商登 p72	会・商 p295, 商登 p241	会・商 p281	会・商 p271
第31問		会・商 p367	会・商 p370	会・商 p372	会・商 p369	会・商 p368
第32問		会・商 p400	会・商 p404	会・商 p407	会・商 p412	会・商 p416
第33問		会・商 p458	会・商 p460	会・商 p460	会・商 p461	会・商 p460
第34問		会・商 p502	会・商 p519, 520	会・商 p162	会・商 p528	会・商 p501
第35問		会・商 p649	民 II p48			会・商 p322

※ 空欄に語句を挿入する問題である第3問は、ア～オではなく、①～⑥であるため、以下に示す。

第2問	憲 法	①	②	③	④	⑤	⑥
		憲・刑 p260	憲・刑 p260	憲・刑 p260	憲・刑 p260	憲・刑 p262	憲・刑 p270

3 午後の部

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第 1 問	民訴法	民訴等 p6	民訴等 p15	民訴等 p18	民訴等 p14	民訴等 p11
第 2 問		民訴等 p34	民訴等 p34	民訴等 p35	民訴等 p35	民訴等 p36
第 3 問		民訴等 p107	民訴等 p98	民訴等 p215	民訴等 p104	民訴等 p110
第 4 問		民訴等 p14, p162	民訴等 p187	民訴等 p186, p162	民訴等 p172	民訴等 p162
第 5 問		民訴等 p206・207	民訴等 p204・205	民訴等 p47	民訴等 p212	民訴等 p212
第 6 問	民保法	民訴等 p450	民訴等 p455	民訴等 p452	民訴等 p456, p459	民訴等 p458
第 7 問	民執法	民訴等 p293	民訴等 p293	民訴等 p294	民訴等 p294	民訴等 p294
第 8 問	司書法	供・書 p215	供・書 p196	供・書 p196	供・書 p230	供・書 p195
第 9 問	供託法	供・書 p17	供・書 p16	供・書 p17	供・書 p17	供・書 p19
第10問		供・書 p141	供・書 p140	供・書 p136	供・書 p128	供・書 p130
第11問		供・書 p122	供・書 p117	供・書 p119	供・書 p119	供・書 p147
第12問	不登法	不登 I p60	不登 I p58	不登 I p58	不登 I p58	不登 I p60
第13問		不登 I p73		不登 I p73	不登 I p74	不登 I p29・30
第14問		不登 I p167	不登 I p285		不登 I p354	不登 II p150
第15問		不登 I p230	不登 I p239	不登 I p294	不登 I p340	不登 II 17
第16問		不登 I p249		不登 I p276	不登 I p350	不登 I p245
第17問		不登 I p21・22	不登 I p21・22	不登 I p21・22	不登 I p21・22	不登 I p21・22
第18問		不登 I p244	不登 I p172	不登 I p258	不登 II p210	
第19問		不登 II p132	不登 I p15	不登 I p16	不登 I p16	不登 I p15, II p19
第20問		不登 II p142		不登 I p238	不登 I p224	不登 I p258, II p187
第21問		不登 II p228	不登 II p226	不登 I p170	不登 II p231	不登 I p255
第22問		不登 I p271	不登 I p273	不登 I p272・273	不登 I p286	不登 I p292
第23問		不登 I p361・362	不登 II p72	不登 I p378	不登 II p85	不登 II p63・64
第24問			不登 II p123		不登 II p136	不登 II p120
第25問		不登 I p183	不登 I p179	不登 I p191		不登 I p206
第26問		不登 I p198	不登 I p198	不登 I p224	不登 I p198	不登 I p198
第27問		不登 II p103・104	不登 II p99	不登 I p230, II p88	不登 II p105・106	不登 II p102
第28問	商登法	商登 p61, p80	商登 p82	商登 p81	商登 p81	商登 p81・82
第29問		商登補足 p8	商登 p303	商登 p227	商登 p533	商登 p269・270
第30問		商登 p161	商登 p162	商登 p160	商登 p124	商登 p158
第31問		商登 p119・120	商登 p114, p116	商登 p119・120	商登 p114, p116	商登 p114, p116
第32問		商登 p363	商登 p383, p419	商登 p404	商登 p376	商登 p399
第33問						
第34問		商登 p91, p513, p515				
第35問		商登 p48	商登 p48	商登 p47	商登 p41, p48	

※ 第 12 問及び第 34 問は、ア～オではなく、1～5 である。